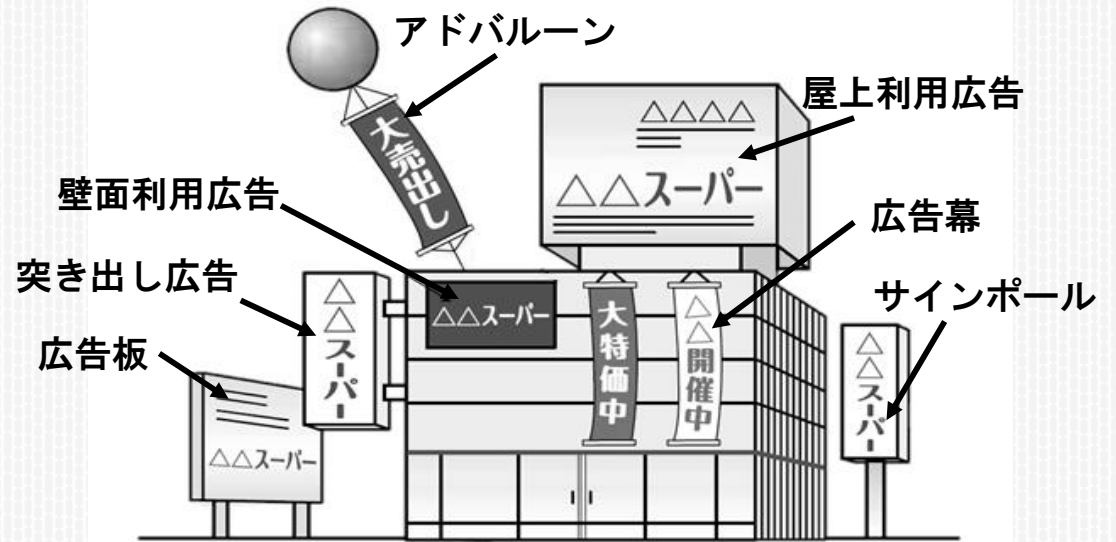


報告事項2

屋外広告物許可件数等について

屋外広告物の許可件数について



■屋外広告物許可件数および手数料

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (8月末日時点)
新規	件数 (件)	51	32	50	47	9
	手数料 (円)	364,300	211,050	283,150	344,400	46,200
更新	件数 (件)	77	57	96	95	23
	手数料 (円)	550,200	340,900	1,175,440	715,750	120,450
変更・改造	件数 (件)	14	18	17	21	7
	手数料 (円)	57,050	87,500	69,300	107,450	33,600
合計	件数 (件)	142	107	163	163	39
	手数料 (円)	971,550	639,450	1,527,890	1,167,600	200,250

違反広告物撤去活動について

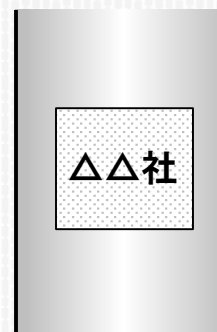
越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている広告物であって、その広告物が貼り紙・貼り札・広告旗・立看板などの簡易な広告物である場合には、屋外広告物法の規定により所有者に伝えることなく、撤去することができます。これを「違反広告物撤去活動」といいます。

現在、越谷市・越谷市違反広告物簡易除却推進員・越谷市屋外広告物対策協議会の3つの主体により活動しています。

越谷市

違反広告物
簡易除却推進員

屋外広告物
対策協議会



貼り紙・貼り札



立看板

越谷市違反広告物簡易除却推進員による撤去活動

越谷市違反広告物簡易除却推進員とは、条例に違反した貼り紙等の除却を自ら行おうとする者であり、市内に在住、在勤、又は在学する18歳以上の者で、市が行う講習を受講し、市長の委嘱を受けた方です。平成17年度に簡易除却推進員制度が開始され、開始当初は2団体54名の登録がありました。

■人数及び団体数（各年4月1日時点）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	43	40	39	31	32
団体数	7	7	7	5	5

■撤去枚数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (8月末日時点)
活動回数	34	26	15	18	10
貼り紙	956	1,476	649	739	466
貼り札	2,048	1,222	90	43	32
広告旗	0	1	0	0	2
立看板	3	20	0	0	2
合計	3,007	2,719	739	782	502



越谷市屋外広告物対策協議会による撤去活動

市では、条例に違反して掲出されている貼り紙等の除却作業を、越谷建設推進協同組合（10社）、越谷市建設業協会（15社）の25社からなる「越谷市屋外広告物対策協議会」に委託しており、除却作業を毎月2～3回実施しています。

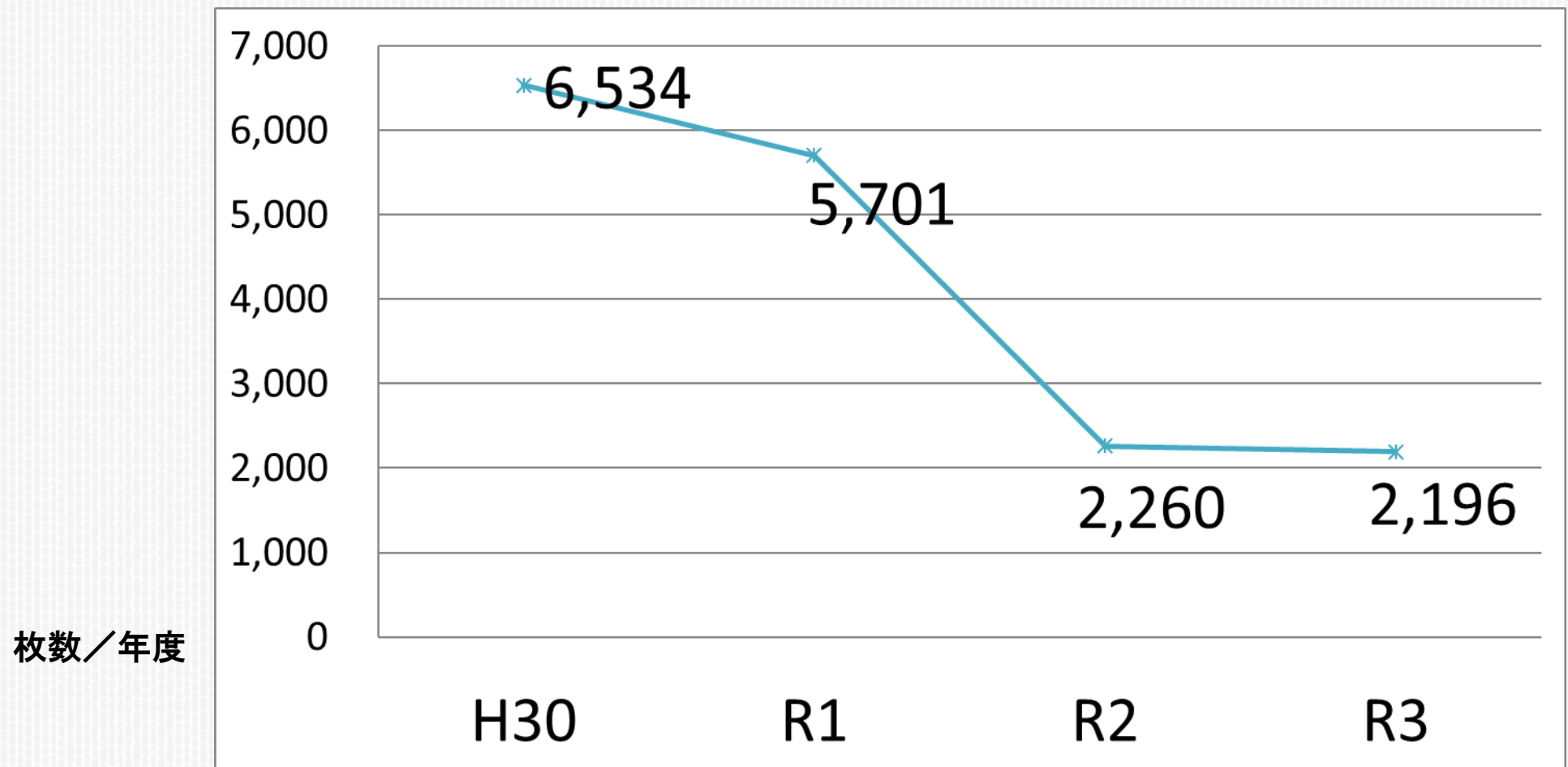
また、毎年9月には、市、越谷市屋外広告物対策協議会、協力企業の東京電力パワーグリッド(株)川口支社、日本コムシス(株)越谷サービスセンターにより、市内一斉除却活動を実施しています。



■撤去枚数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (8月末日時点)
活動回数	138	133	128	130	70
貼り紙	1,315	1,021	880	685	266
貼り札	2,168	1,713	612	719	294
広告旗	43	7	24	3	0
立看板	1	241	5	7	2
合計	3,527	2,982	1,521	1,414	562

違反広告物撤去枚数の推移



違反広告物対策の取り組みについて

①屋外広告物対策協議会の活動方法の見直し

○違反広告物が多い地域のパトロール回数を増やすよう調整し、年間の活動回数を割り振っています。

②違反広告物抑制に係る啓発の実施

○分譲住宅の募集に関する違反広告物が多いことから、宅建業協会に対し、会員への注意文の配布を依頼しています。これまで年1回の依頼でしたが、令和3年度から年2回実施しています。



③簡易除却推進員の募集に係る啓発活動の実施

○違反広告物対策を推進していくためには、市民ボランティアの協力が必要不可欠であり、市民ボランティアの参加を促していくため、広報紙への募集記事の掲載、市が主催する協働フェスタのイベントを通じた募集活動等を行っています。

④違反広告物対策の強化

○違反の多い業者については、電話や訪問等による直接指導や、違反広告物への警告文の貼り付けを行っています。